

令和4年度第1回嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会会議録（要約筆記）

- 1 審議会等の名称 嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会
- 2 開催時期 令和4年10月6日（木）14時～15時35分
- 3 開催場所 嘉麻市役所本庁5階 委員会室2
- 4 公開又は非公開の別 公開
- 5 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
- 6 出席者等
 - (1) 出席委員
大里委員（会長）、田辺委員、亀崎委員、村谷委員、三浦委員、渡辺委員、西野委員、實村委員、松尾委員、一瀬委員、
 - (2) 欠席委員
松下委員、大里委員
 - (3) 事務局
梅井課長、内野係長、佐伯相談員
- 7 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人
- 8 議題及び協議の内容
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 自己紹介
 - (3) 副会長の互選
かほの森施設長 實村 智樹さん
 - (4) 副会長あいさつ

【議題】

- 1) 嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会条例について
事務局より説明
- 2) 第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について
事務局より説明
- 3) 今年度上半期における当課所管相談状況について
事務局より説明
- 4) 関係機関からの管内状況説明
 - ①田川児童相談所
田川児童相談所管内における虐待の件数及び面前DV等について説明
 - ②嘉麻警察署
公務の都合により欠席のため、別の機会に報告
 - ③嘉麻市子育て総合支援センター
母子・父子自立支援員の支援内容と他機関との連携について説明
- 5) その他

【審議の内容・主な意見】

- (委員) DVではなく虐待と考えられるケースもある。虐待という言葉と暴力という言葉の違いで、虐待は児童・高齢者・障がい者と、暴力より対象となっている行為の範囲が広い。DVで対応できなくても虐待で対応できることはかなり幅広くある。本人からDVでの訴えがあっても該当しなくても内容によっては虐待にあたる可能性がある。高齢者であれば包括が対応、障がい者であれば障がい者所管課、基幹相談支援センターが対応するなどできることが増える。DV担当から関係課に連絡し情報共有することで支援に繋がる。
- (委員) 男性だから被害にあっていないわけではない。男性側が心理的虐待を受けているケースもある。
- (委員) DVは本来対等であるパートナー間の力関係においておこるもので虐待と違う。虐待防止法で対応する施設には、養護や身体介護等する職員が配置されているが、DV防止法や婦人保護事業では保護した人をお世話する職員は配置されていない。本人の安全確保のためには、まず高齢者・障がい者等の施策での対応をお願いしている。
- (委員) 加害者への支援はどうなっているのか。庁内連携などの枠組みはあるのか。
- (事務局) 今のところ被害者支援でいっぱいに加害者対応までできていない。これまでに、社会福祉協議会と基幹相談支援センターの協力により対応したケースがある。様々な機関との連携で対応することとなる。相談体制の現状としては、男女両方の相談を受けると被害者と加害者が出くわす恐れがあるため、女性相談は男女共同参画推進課が受け、男性からの相談は総務課の市民相談で行っている。
- (委員) 国としては加害者への支援が必要だと考え、加害者更正プログラムに取り組んでいる。被害者支援をする人が加害者支援はできない。
- (委員) 虐待のケースでは、養護者・介護者と障がい者・高齢者の担当を例えば包括と高齢者担当課、基幹相談支援センターと障がい者担当課で分けてやるのが一般的。場合によっては加害者側に支援が必要。DV加害者の心の問題だけでなく、生活の問題にも関わっていかないといけない。疾患がある場合もある。どのような支援が必要かにより他の機関に繋げていくことになる。被害者・加害者それぞれが別の課に相談に行くことも考えられる。加害者が相談しないケースもあるので、支援が必要な時は相談に繋げることも必要。
- (委員) 被害者と加害者の話が全く違うこともある。
- (委員) DV防止法では、被害者・加害者両方の言い分を聞いて行政が対応することはしないという前提。両方の話を聞いていると間に合わない。被害者の言い分を聞いて対応する。それがDV防止法の考え方。
- (委員) DV防止法の考え方はわかるが、行政は対応しないといけない。
- (会長) 貴重な意見等積極的に出していただき、活発な意見交換ができた。